

改正

令和4年4月1日

いわき市郵便入札実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象となる契約)

**第2条** 郵便入札の対象とする契約は、市長が指定する契約とする。

(公告等)

**第3条** 市長は、一般競争入札を郵便入札に付するときは、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第112条に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) その他必要な事項

2 市長は、指名競争入札を郵便入札に付するときは、いわき市財務規則第126条第2項に定める事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

(入札書等の提出)

**第4条** 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、公告又は入札指名通知書（以下「公告等」という。）で指定する到着期限までに入札書及び公告等で指定する書類（以下「入札書等」という。）を入札案件ごとに封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により公告等に示す提出先に郵送しなければならない。この場合において、封筒は、糊により封緘(かん)しなければならない。

2 郵便入札参加者は、入札書等を郵送するときは、封筒の表面には入札を担当する課等の名称、工事等名、開札日及び「入札書等在中」等の文言を、裏面には差出人の住所、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号及びファックス番号を記載しなければならない。

3 一般競争入札に係る初度の入札において郵便入札参加者は、封筒の表面には前項に規定するもの

のほか、「日本郵便株式会社いわき郵便局留扱い」である旨を記載しなければならない。

4 郵便入札参加者は、指名競争入札に係る郵便入札において2以上の案件の入札書等を一度に郵送しようとするときは、封緘した入札案件ごとの封筒を同一の表封筒に入れ、当該表封筒の表面に「入札書等複数在中」の文言を朱書きしなければならない。

5 一般競争入札における再度の入札及び指名競争入札における入札については、持参による提出を妨げない。

6 入札書等の郵送に要した費用は、郵便入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管)

**第5条** 入札を担当する課等の長は、入札書等が到着したときは、入札書等が封緘されていることを確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 郵便入札参加者は、その提出した入札書等について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

**第6条** 郵便入札参加者は、入札辞退届（第1号様式）を提出した場合、その撤回をすることはできない。

2 入札書等を提出した郵便入札参加者は、開札までの間に限り当該入札を辞退することができる。この場合において、郵便入札参加者は、入札辞退届を入札を担当する課等に持参しなければならない。

(開札等)

**第7条** 開札は、予め指定した日時及び場所において執行するものとし、当該開札事務に関係のない職員（以下「立会人」という。）を2人以上立ち合わせるものとする。

2 開札は、原則として公開とする。

(立会人の職務)

**第8条** 立会人の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 封筒が開封されていないことの確認
- (2) 郵便入札参加者及び郵便入札参加者が提示した入札金額の確認
- (3) 落札者となるべき者が2者以上ある場合等のくじ引きの記録の確認
- (4) 開札が公正に行われたことを証する立会人署名書（第2号様式）への署名
- (5) その他郵便入札の執行の公正性を確保するため市長が必要と認める事項

(同価格入札の取扱い)

**第9条** 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合等くじ引きを行う必要があるときは、入札書に記載されたくじの数を利用して、くじ引きを行うものとする。

2 入札書にくじの数が記載されていない場合は、入札参加登録番号の下3桁をくじの数とみなすものとする。

(入札結果の通知)

**第10条** 市長は、郵便入札により落札者又は落札候補者が決定した場合は、速やかに当該落札者等に電話その他確実な方法により通知するものとする。

(落札者等が決定しない場合の措置)

**第11条** 市長は、郵便入札を行った結果、落札者又は落札候補者が決定しないときは、原則として、再度の公告等を行い競争入札に付するものとする。

(入札の延期、中止又は取消し)

**第12条** 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為が行われた場合その他必要があると認めるときは入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月2日から実施する。
- 2 いわき市建設工事等に係る郵便入札実施要領（平成19年5月31日制定）は、廃止する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。